

# 水産関係民間団体事業実施要領

平成10年4月8日付け10水漁第944号  
農林水産事務次官依命通知  
最終改正 令和2年4月30日付け2水港第177号

## 第1 趣旨

我が国水産業を活力ある産業として健全に発展させていくためには、行政機関はもとより、漁業者団体等も漁業生産や水産物の消費等の水産業を取り巻く様々な課題に的確に対応することが求められている。

本事業は、漁業者団体等が主体的に取り組むこれら課題に対して、国が総合的かつ計画的に支援を行うことにより、水産基本法の基本理念である「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」の実現を図る。

## 第2 事業の分類、内容等

この事業の分類、事業内容、事業実施主体、採択基準、事業実施期間及び補助率については、別表に掲げるとおりとする。

## 第3 事業実施計画

### 1 事業実施計画の作成等

水産庁長官が別に定める事業にあつては、事業実施主体は、当該年度の事業実施計画の作成等、実施等必要な手続については、水産庁長官が別に定めるものとする。

### 2 事業実施計画の変更

事業実施計画の重要な変更は、水産庁長官が別に定めるところにより、1に準じて行うものとする。

## 第4 事業造成資金等の造成

### 1 事業実施主体は、第2の別表に定める事業のうち、次の表（以下「表」という。）の左欄に掲げる事業について、その実施に充てるためにそれぞれの右欄に掲げる基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業	韓国・中国等外国漁船操業対策基金
沖縄漁業基金事業	沖縄漁業基金
水産業競争力強化緊急事業	水産業競争力強化基金

### 2 基金は、国の補助金によって造成するものとする。

### 3 事業実施主体は、基金を適正に管理するため、基金を他の業務に係る資金と区分して経理し、かつ、事業年度ごとに基金に係る特別勘定を設けるものとする。

### 4 この基金の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れるものとする。

### 5 事業実施主体は、基金の管理については、1から4までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規定に基づいて行うものとする。

## 第5 助成

### 1 国は、予算の範囲内において、第2に規定する事業に要する経費につき別に定めるところにより補助金（交付金を含む。以下同じ。）を交付するものとする。

### 2 事業実施主体は、表の左欄に掲げるいずれかの事業が完了したときは、速やかに、当該完了した事業に対応する基金の清算を行い、水産庁長官が別に定める報告書により国に報告しなければならない。この場合において、当該基金に残額が生じたときには、事業実施主体は当該残額のうち国庫補助金相当額を国庫に返還するものとする。

- 3 事業実施主体は、表の左欄に掲げる事業を実施するに当たり、使用する見込みのない基金の残高が生じた場合には、当該残高のうち国庫補助金相当額を国庫に返還するものとする。

#### 第6 施設等の管理運営等

この事業により取得し、又は効用の増加した財産等については、事業の目的に従ってその管理運営等に努めるものとする。

#### 第7 収益納付

水産庁長官は、この要領に掲げる事業の実施に伴い、水産庁長官が別に定めるところにより、収益が生ずると認められる場合においては、当該収益の全部又は一部に相当する金額を、国に納付させるものとする。ただし、当該納付金は、当該事業に係る補助金の額を限度とする。

#### 第8 補助金等の返納

水産庁長官が別に定める事業の事業実施主体であって、水産庁長官が別に定める補助金返納事由が生じたときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、国に返納するものとする。

#### 第9 報告

事業実施主体は、水産庁長官が別に定める事業にあつては、事業の実施後の運営状況等を水産庁長官に報告するものとする。

#### 第10 指導及び助言

国は、この事業の実施について必要な指導及び助言を行うものとする。

#### 第11 漁獲量等の報告及び資源管理の取組

- 1 別表に定める事業のうち、次に掲げる事業の利用者は、水産庁長官又は都道府県知事が資源評価及び資源管理を行うために必要があると認める場合において、その魚種別ごとに、漁獲量その他漁業生産の実績のほか、例えば許可漁業等については、漁業の種類、陸揚げ港、使用した網の大きさや反数、針数、釣り機台数その他の使用漁具の規格・規模、操業日、操業日数、操業区域、操業面積、操業時間（一操業ごと）、探索時間その他の操業の状況、資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。
  - (1) 水産業競争力強化緊急事業のうち水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業
  - (2) 水産業競争力強化緊急事業のうち競争力強化型機器等導入緊急対策事業
- 2 1に掲げる事業の利用者は、数量管理を基本とする資源管理計画の実施など、資源管理の取組を行うものとする。

#### 第12 その他

この事業の実施につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

#### 附 則

- 1 次に掲げる要領（以下「旧要領」という。）は、廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例による こととする。
  - (1) 栽培漁業振興施設整備事業実施要領（昭和48年8月17日付け48水研第111号農林事務次官依命通知）
  - (2) 栽培漁業事業実施要領（昭和50年6月6日付け50水研第198号農林事務次官依命通知）
  - (3) 漁場油濁被害対策事業実施要領（昭和50年7月17日付け50水研第939号農林事務次官依命通知）
  - (4) 漁業公害等対策事業実施要領（昭和51年7月24日付け51水研第68号農林事務次官依命通知）
  - (5) 漁業新技術開発事業実施要領（昭和58年6月20日付け58水研第653号農林水産事務次官依命通知）
  - (6) 漁業振興事業実施要領（昭和60年9月5日付け60水振第2177号農林水産事務次官依命通知）
  - (7) 栽培漁業事業化総合推進事業実施要領（昭和61年4月24日付け61水振第1301号農林水産事務次官依命通知）

- (8) 200 海里開発促進新技術導入事業実施要領(昭和61年7月21日付け61水振第1684号農林水産事務次官依命通知)
- (9) 遊漁安全管理施設整備事業実施要領(昭和62年8月20日付け62水振第2181号農林水産事務次官依命通知)
- (10) 保護水面管理事業実施要領(平成元年8月7日付け元水振第1969号農林水産事務次官依命通知)
- (11) 漁村漁業経営強化特別対策事業実施要領(平成元年9月20日付け元水振第2583号農林水産事務次官依命通知)
- (12) 特定海域栽培漁業定着強化事業実施要領(平成2年6月7日付け2水振第1192号農林水産事務次官依命通知)
- (13) 資源管理型漁業推進総合対策事業実施要領(平成3年4月11日付け3水振第1713号農林水産事務次官依命通知)
- (14) 水産業改良普及情報システム化等事業実施要領(平成3年6月21日付け3水研第141号農林水産事務次官依命通知)
- (15) 沖縄県水産業活性化構造改善特別対策事業実施要領(平成4年4月9日付け4水振第1254号農林水産事務次官依命通知)
- (16) 防疫管理の拠点づくり事業実施要領(平成5年5月18日付け5水研第106号農林水産事務次官依命通知)
- (17) 新沿岸・沖合域総合開発地域活性化推進事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第1836号農林水産事務次官依命通知)
- (18) 沿岸地域流通加工機能強化対策事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第1854号農林水産事務次官依命通知)
- (19) 地域漁業活性化構造改善事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第4号農林水産事務次官依命通知)
- (20) 広域漁業活性化構造改善事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第5号農林水産事務次官依命通知)
- (21) 資源管理型漁業促進対策事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第270号農林水産事務次官依命通知)
- (22) さけ・ます増殖振興施設整備事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第1022号農林水産事務次官依命通知)
- (23) 内水面活性化総合対策事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第1023号農林水産事務次官依命通知)
- (24) 養殖水産動物保健対策推進事業実施要領(平成6年6月27日付け6水研第181号農林水産事務次官依命通知)
- (25) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業実施要領(平成6年7月13日付け6水研第521号農林水産事務次官依命通知)
- (26) 地域水産物高度化推進圏形成事業実施要領(平成7年4月1日付け7水振第1074号農林水産事務次官依命通知)
- (27) 水産物消費改善総合対策事業実施要領(平成7年4月27日付け7水振第1272号農林水産事務次官依命通知)
- (28) 水産物流通加工基盤強化対策事業等実施要領(平成8年5月10日付け8水振第639号農林水産事務次官依命通知)
- (29) 資源管理型漁業推進体制整備事業実施要領(平成8年5月10日付け8水振第579号農林水産事務次官依命通知)
- (30) 都市漁村交流推進事業実施要領(平成8年5月10日付け8水振第604号農林水産事務次官依命通知)
- (31) 海面養殖業高度化事業実施要領(平成8年5月10日付け8水振第691号農林水産事務次官依命通知)
- (32) 漁獲管理情報処理システム整備事業実施要領(平成8年11月19日付け8水海第2223号農林水産事務次官依命通知)
- (33) 漁協経営強化総合対策事業実施要領(平成9年4月1日付け9水振第966号農林水産事務次官依命通知)
- (34) 海の恵みモデル事業実施要領(平成9年4月1日付け9水振第283号農林水産事務次官依命通知)
- (35) 美しいむらづくり対策事業実施要領(平成9年4月1日付け9水振第284号農林水産事務次官依命通知)
- (36) 漁港高度利用活性化対策事業実施要領(平成9年4月1日付け9水港第541号農林水産事務次官依命通知)
- (37) まぐろ類新流通形態パイロット事業実施要領(平成9年6月20日付け9水海第1168号農林水産事務次官依命通知)
- (38) 漁況海況情報サービス事業実施要領(昭和47年7月31日付け47水調第543号農林事務次官依命通知)
- (39) 水産業振興総合対策基本要綱(平成10年4月8日付け10水振第943号農林事務次官依命通知)

- 2 この要領による廃止前の漁場油濁被害対策事業実施要領第3の(1)の防除事業(以下「旧事業」という。)を実施していた財団法人漁場油濁被害救済基金が、水産業振興総合対策事業実施要領第3の別表の2の(民間団体分)の(4)の漁場環境保全対策等事業の事業内容の欄の2の(1)のアの防除事業(以下「新事業」という。)を実施する場合において、この通知の施行の際、旧事業に基づいて造成された資金に残余があるときは、当該部分を新事業により造成した資金とみなすものとする。
- 3 この要領による廃止前の海面養殖業高度化事業実施要領第3の1の(2)のイの養殖業高度化機械緊急整備リース事業、平成15年度予算に係る改正前の別表の2の(2)の1の(1)のウの特定養殖業高度化機械緊急整備リース事業及び平成16年度予算に係る改正前の別表の2の(2)の3の(1)のアの養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業(以下「旧事業」という。)により造成された基金に残余がある事業実施主体にあつては、引き続き当該残余をもって平成16年度予算に係る改正前の要領に基づき養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業(以下「新事業」という。)を実施できるものとし、この通知の施行の際、旧事業に基づいて造成された資金の残余は、当該部分を新事業により造成した資金とみなすものとする。
- 4 平成13年度予算に係る改正前の第6の1に基づき造成された実践研修事業実施資金については、なお、従前の例によることとする。
- 5 平成14年度予算に係る改正前の第6の1に基づき造成された研修事業実施資金については、なお、従前の例によることとする。

- 6 平成 17 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 7 平成 19 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 8 平成 20 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則

- 1 平成 21 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 2 次に掲げる要領（以下「旧要領」という。）は、廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領に基づいて行われた事業に関して旧要領の規定により行うこととされている措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
  - (1) 国際漁業関係操業秩序維持推進事業実施要領(平成20年3月31日付け19水管第2693号農林水産事務次官依命通知)
  - (2) 漁場機能維持管理事業実施要領(平成21年5月29日付け21水管第482号農林水産事務次官依命通知)
  - (3) 魚価安定基金造成事業実施要領(昭和51年12月2日付け51水漁第6339号農林事務次官依命通知)
  - (4) 水産物産地販売力強化事業実施要領(平成21年3月30日付け20水漁第2553号農林水産事務次官依命通知)
  - (5) 鯨類捕獲調査円滑化事業実施要領(平成21年3月27日付け20水管第2657号農林水産事務次官依命通知)
  - (6) さけ・ます漁業協力事業実施要領(平成20年3月31日付け19水管第2707号農林水産事務次官依命通知)

附 則

平成 22 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則

平成 23 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則

この通知は、平成 24 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 16 日 25 水港第 189 号）

- 1 平成 24 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 2 平成 25 年 4 月 1 日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、平成 25 年度予算に係る本要領に定める日本沿岸域鯨類捕獲調査事業又は健全な内水面生態系復元等推進事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。
- 3 平成 25 年 5 月 10 日から交付決定を行うまでの間に台湾の漁船により漁具等の被害が発生した場合であって、平成 25 年度予算に係る本要領に定める漁場機能維持管理事業のうち韓国・中国等外国漁船操業対策事業（うち漁具復旧支援事業に限る。）の対象と認められる経費が発生した場合、その経費について補助の対象とすることができる。
- 4 次に掲げる要領（以下「旧要領」という。）は廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
  - (1) 中小漁業関連資金金融通円滑化事業実施要領(平成17年4月1日付け16水漁第2541号農林水産事務次官依命通知)
  - (2) 漁協経営基盤強化推進事業実施要領(平成22年3月30日付け21水漁第2963号農林水産事務次官依命通知)

(3) 漁協資金融通円滑化事業実施要領(平成22年3月30日付け水漁第29744号農林水産事務次官依命通知)

5 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則 (平成26年2月6日25水港第2654号)

この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日25水港第3058号)

- 1 平成25年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 2 漁業運転資金融通円滑化対策事業実施要領(平成15年1月30日付け水漁第2317号農林水産事務次官依命通知)(以下「旧要領」という。)は廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月3日26水港第2785号)

この通知は、平成26年12月3日から施行する。

附 則 (平成27年2月3日26水港第3236号)

- 1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 平成26年度当初予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等並びに、この通知の施行の際、既に造成された担い手代船取得支援リース助成基金、防除清掃費助成事業資金、防除費準備預金、有害生物漁業被害防止総合対策基金、新規就業者対策基金及び国産水産物需給変動調整事業助成資金に係る基金又は資金等の運用から生ずる果実の取扱いについては、なお、従前の例によることとする。

附 則 (平成27年4月9日26水港第4028号)

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 平成27年4月1日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、平成27年度予算に係る本要領に定める日本沿岸域鯨類調査事業、健全な内水面生態系復元等推進事業、有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止総合事業又は新規漁業就業者総合支援事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附 則 (平成28年1月20日付け27水港第2611号)

- 1 この通知は平成28年1月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領の規定は、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月29日付け27水港第3187号)

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領による平成27年度予算に係る規定は、なお従前の例による。
- 3 無保証人型漁業融資促進事業実施要綱(平成23年3月31日付け22水漁第2457号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。)は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧要綱の規定に基づき漁業信用基金協会が引き受けた保証については、なお、従前の例によることとする。

附 則 (平成28年10月11日付け28水港第2192号)

この通知は平成28年10月11日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日付け 28 水港第 3252 号）

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている平成 28 年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 平成 29 年 4 月 1 日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、この通知による改正後の要領に定める平成 29 年度予算に係る日本沿岸域鯨類調査事業、国際漁業連携促進事業のうち鯨類資源等持続的利用国際推進事業、健全な内水面生態系復元等推進事業、有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止総合事業又は新規漁業就業者総合支援事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附 則（平成 30 年 2 月 1 日付け 29 水港第 2485 号）

この通知は平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 水港第 3090 号）

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている平成 29 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 平成 30 年 4 月 1 日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、この通知による改正後の要領に定める平成 30 年度予算に係る日本沿岸域鯨類調査事業、鯨類捕獲調査円滑化等事業、健全な内水面生態系復元等推進事業、有害生物漁業被害防止総合対策事業（大型クラゲ国際共同調査事業及び大型クラゲ緊急対策事業を除く。）又は漁業人材育成総合支援事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附 則（平成 31 年 2 月 7 日付け 30 水港第 2269 号）

この通知は、平成 31 年 2 月 7 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日付け 30 水港第 3176 号）

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、この通知の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
  - （1）漁業経営基盤強化金融支援事業実施要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 水漁第 1888 号農林水産事務次官依命通知）
  - （2）漁業関係資金利子助成事業実施要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 水漁第 1903 号農林水産事務次官依命通知）
  - （3）漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱（平成 23 年 9 月 1 日付け 22 水漁第 2455 号農林水産事務次官依命通知）
- 3 この通知による改正前の要領により行うこととされている平成 30 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 1 月 30 日付け元水港第 1694 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている水産業競争力強化緊急事業のうち水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業及び競争力強化型機器等導入緊急対策事業、平成 30 年度予算に係る水産物輸出拡大連携推進事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日付け元水港第 1776 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている令和元年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 水港第 177 号）

- 1 この通知は、令和2年4月30日から施行する。
- 2 令和2年4月1日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、この通知による改正後の要領に定める令和2年度予算に係る水産金融総合対策事業のうち漁業経営基盤強化金融支援事業、漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち水産業労働力確保緊急支援事業又は水産バリューチェーン事業のうち流通促進・消費等拡大対策事業のうち特定水産物供給平準化事業（新型コロナウイルス感染症緊急対応）の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

別表（第2の関係）

事業分類	事業内容	事業実施主体	採択基準	事業実施期間	補助率
1. 水産資源の回復	<p>1. 国際的水産資源管理等促進事業</p> <p>(1) 政府間協定等に基づく民間協議 民間団体等が、我が国周辺諸国等の民間団体との間における民間協定の所要の見直し等を行うための交渉、我が国及び我が国周辺諸国等の関係水域（以下「関係水域」という。）における操業上の諸問題への対処を検討するための協議、事故・紛争の早期解決及び未然防止に関する協議並びに事故発生の際の現地調査及び我が国漁業者に対する関係水域における操業手引書の作成並びに事故の未然防止に関する指導を行う。</p> <p>(2) 国際漁業戦略的連携促進事業 米国、EU等の主要国の漁業政策や、主要国が各地域漁業管理機関（RFMO）又は関係国に対して実施しようとする措置の動向を含むIUU（違法・無報告・無規制）漁業対策等に関する情報収集・分析及び水産資源の持続的な利用に対する国際的な理解を深め、違法漁業防止寄港国措置協定（PSM協定）への加入促進を含むIUU漁業対策に係る共通の立場を醸成するため、国際会議等において情報発信及び働きかけを行う。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者		令和2年度から令和6年度	定額
	<p>2. 水産資源調査・評価推進事業</p> <p>(1) 資源量推定等高精度化推進事業 資源量推定等の精度向上を図るため、主要水産資源について海洋環境等に起因する加入量変動や産卵場形成等のメカニズム解明等を行う。</p> <p>(2) 国際水産資源動態等調査解析事業 かつお・まぐろ類等の資源評価精度向上のため、海洋環境の変動、漁業環境の変化による水産資源への影響等を調査し、資源変動メカニズム及び中長期的な資源動態の調査・解析等を行う。</p> <p>(3) 人工衛星・漁船活用型漁場形成情報等収集分析事業 人工衛星による表面水温等の収集、協力漁船による漁場下層水温データ及び水揚地の漁獲等情報の収集強化等を行う。</p> <p>(4) さけ・ます類分布回遊動向調査事業 さけ・ます類の調査研究を推進するため、最新技術の導入及び活用により、漁船による漁法の漁獲能力の試験等や試験操業により生物特性を把握するとともに、漁獲効率等の検証を行う。</p> <p>(5) 持続的利用調査等事業 鯨類資源の資源評価等を行うために次の事業を行う。 ア 調査事業 南極海及び北西太平洋における非致命的調査等を行う。 イ 連携調査事業 母船式捕鯨からの科学的データの収集及び残渣の有効活用の検討等を行う。 ウ 情報収集・発信等事業 国内外の研究機関等との連携強化及び調査結果、鯨関連文化等に関する出版物の作成、広報活動等を行う。 エ 鯨類資源等持続的利用国際推進事業 南極海及び北西太平洋における鯨類科学調査を含む鯨類資源管理に関する我が国の立場について、国際社会の理解を深めるため、国内外の関係者、専門家等が参加する会合の開催、諸外国への専門家の派遣等を行う。</p> <p>(6) 持続的海洋水産資源利用体制確立事業</p>	<p>(1) 及び (2) にあつては、水産資源調査・評価推進事業共同実施機関</p> <p>(3)、(4) 及び (6) にあつては、水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者</p> <p>(5) にあつては、一般財団法人日本鯨類研究所</p>		平成31年度から令和5年度	定額  定額  1/2以内  定額  定額

<p>マグロ入漁、CITES、IWCその他漁業・環境関係の交渉の場において、持続的利用支持国との協力関係を強化するために、海洋水産資源の持続的利用に対する日本支持国又は今後支持することが見込まれる国を対象に、関係施策を所管する政府機関等に対するエージェントの派遣及びこれら対象国と我が国の漁業者との間で意見交換等のワークショップを開催する取組等を行う。</p>				
<p>3. 漁業取締体制整備推進事業  (1) 船舶職員養成確保修学資金貸与事業  将来、水産庁船舶職員（採用職種：航海士・機関士）への就業を志す学生に対し、月額21万円を上限とする修学資金を貸与する（水産庁船舶職員採用試験に合格後、一定期間（貸与期間の2倍及び2年間のどちらか長い期間）を水産庁船舶職員として従事（人事交流による国立研究開発法人水産研究・教育機構所属船舶での在籍期間を含む。）すれば修学資金の返還を免除することができる。  (2) 船舶職員育成支援対策事業  将来、水産庁船舶職員への就業を志す学生等に対し、漁業取締に関する知識や実践的な技術を習得するための講義や研修会を実施する。</p>	<p>国立研究開発法人水産研究・教育機構</p>		<p>平成31年度から令和3年度</p>	<p>定 額</p>
<p>4. EEZ内資源・漁獲管理体制強化事業  (1) 資源管理指針・計画体制高度化事業  ア 資源管理計画等の高度化・評価・検証事業  資源管理計画等の評価・検証、その結果等を踏まえた計画の高度化等を検討するための漁業者協議会並びに資源管理計画等の内容及び関連情報を漁業者等へ普及するための講習会の開催等を行う。  イ 資源管理計画等の高度化に関する調査事業  資源管理計画等の適切な評価・検証及び高度化を推進するため、資源管理措置に関する科学的な調査・分析、調査計画の策定、分析結果の検討等を行う検討会の開催等を行う。  (2) IQ方式実証調査事業  IQ（個別漁獲割当て）方式又はIQ方式と他の方式を組み合わせた管理措置に関し、導入事例を対象とした管理措置の効果の検討や、導入に向けた課題の抽出と改善方策を検証するために必要な検討会の開催及び調査・分析等を行う。  (3) 太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業  国際的に合意された太平洋クロマグロの資源管理措置を遵守するため、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しい定置網漁業の混獲回避を実施するため、次の事業を行う。  ア 漁具改良事業  仕切り網の設置、魚捕部の改良、入網状況を把握するための装置の開発等の太平洋クロマグロの混獲回避のための漁具改良を行う。  イ データ収集事業  定置網の漁獲データを環境の異なる複数の地域で収集するとともに、水中カメラ等を設置して魚群行動の観察等を行う。  ウ データ分析・検証事業  太平洋クロマグロ漁獲抑制対策に係るデータの分析を行うとともに、関係者（又は専門家）による検討会を開催し、実用化に向けた検討を行う。</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者</p>		<p>平成30年度から令和4年度</p>	<p>定 額</p>
<p>(4) さけ・ます等栽培対象資源対策事業  ア 種苗放流による広域種の資源造成効果・負担の公平化検証事業  複数の都道府県の漁業者が利用する共通資源であって、早急な資源回復が求められており、関係</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された</p>		<p>平成31年度から令和5年度</p>	

<p>者間の放流経費の負担等の調整が困難なトラフグ等の広域種について、資源管理と連携した種苗放流の効果の検証や負担の公平化に係る検討に必要な次の事業を行う。</p> <p>(ア) 資源造成事業 トラフグ等について、各海域栽培漁業推進協議会が策定した、効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画（広域プラン）に基づき、資源管理と連携した適地での集中的な放流や県域を越えた適地放流等の効果的な資源造成の実証を行う。</p> <p>(イ) 資源造成効果・負担の公平化検証事業 (ア)の事業の効果を詳細に把握するため、市場調査等のモニタリング調査を実施するとともに、遺伝子による親子判別技術を用いて、種苗放流による効果や放流後の移動状況等を検証し、その結果を踏まえ、種苗放流に係る負担の公平化に向けた適切な費用負担の体制づくりを図り、資源造成・回復効果の高い手法や対象魚種の重点化を実施する。</p>	者			1 / 2 以内  定 額
<p>イ さけ・ます放流体制緊急転換事業 さけ・ますの回帰率を向上させるための放流体制の転換等を図るため、次の事業を行う。</p> <p>(ア) 放流体制転換調査 ふ化場の種苗生産能力に応じた放流体制の転換を図るため、さけ・ます種苗の試験放流及び放流環境の調査に必要な次の a 及び b に掲げる経費を支援する。</p> <p>a 種苗購入費 b a 以外の経費</p> <p>(イ) 放流体制検討協議会 効果的に放流体制を転換するとともに、広域的な放流費用の負担の調整を図るための放流体制検討協議会を開催する。</p> <p>(ウ) 回帰親魚調査 河川に回帰したサケの耳石を調べ、耳石温度標識コードと照合し、放流効果を把握する調査を実施する。</p> <p>(エ) ふ化放流技術の普及促進 効果的な放流方法等のふ化放流技術について、技術普及を行う者を対象地域に派遣し、ふ化場への普及を促進する。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者		平成31年度から令和5年度	1 / 2 以内 定 額 定 額  定 額  定 額
<p>5. 養殖業成長産業化推進事業</p> <p>(1) 養殖業成長産業化行動計画策定事業 ア 成長産業化行動計画策定協議会運営事業 養殖業成長産業化推進協議会（仮称）及び関係部会（以下5の（1）において「協議会等」という。）、その他協議会等の運営に必要な会議を開催するための経費、協議会等の運営を効率的かつ適確に実施するために必要な専門家の派遣に要する経費を助成する。</p> <p>イ 成長産業化行動計画策定事業 (ア) 成長産業化行動計画策定支援事業 成長産業化行動計画の策定に必要な調査・分析や、情報共有を行うための経費を助成する。</p> <p>(イ) 戦略的養殖品目別行動計画策定支援事業 戦略的養殖品目別行動計画の策定を行うために必要となる戦略的養殖品目別の国内外の市場等の調査・分析や、情報共有を行うための経費を助成する。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者		平成31年度から令和5年度	定 額
<p>(2) 日本真珠国際競争力強化推進事業 ア 連携強化推進事業 真珠産業連携強化協議会及び関係部会（以下5の（2）において「協議会等」という。）の設置</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者		平成31年度から令和3年度	定 額

<p>及び開催に必要な経費、協議会等の運営を効率的かつ的確に実施するための専門家の派遣に要する経費並びに協議会等が行動計画の進捗状況及び内容の更新を検討するために必要となる資料収集・分析等に必要な経費を助成する。</p> <p>イ 日本ブランド構築重点課題支援事業 真珠の品質基準に関する事例収集、真珠の品質検査・管理システムの設計、真珠の生産情報の調査その他関連する調査に必要な経費を助成する。</p> <p>ウ 次世代中核的人材支援事業 協議会等が認定した真珠養殖業等の次世代を担う中核的人材の活動に要する経費を助成する。</p>	<p>から選定された者</p>			
<p>6. 内水面漁場・資源管理総合対策事業</p> <p>(1) やるぞ内水面漁業活性化事業</p> <p>ア 内水面漁場管理検討協議会運営事業 広域的な内水面漁場管理や内水面漁業活性化の方策の検討及びウの取組の支援対象団体を選定するための協議会等の開催並びに専門的な知見を有する者の協議会等への派遣等を行う。</p> <p>イ 内水面漁場管理実態調査分析事業 広域的な内水面漁場管理や内水面漁業活性化の方策の検討に必要な実態調査・分析を行う。</p> <p>ウ 先進的内水面漁場管理推進事業 アの取組において選定した内水面漁場管理等のモデルとなる先進的な取組を行う。</p> <p>(2) 内水面水産資源被害対策事業</p> <p>ア 事業効果検証体制等構築検討事業 イ及びウの取組をPDCAサイクルに基づき円滑かつ効果的に実施するための検討会又は協議会の開催等を行う。</p> <p>イ 広域連携カワウ・外来魚被害管理対策事業 外来魚又はカワウによる内水面漁業・養殖業への被害防止を図るため、次に掲げる対策を行う。</p> <p>(ア) カワウ緊急駆除対策 内水面水産資源に食害等を及ぼすカワウ等について緊急的・広域的に行う生息状況等調査、駆除及び繁殖抑制を行う。</p> <p>(イ) 広域連携カワウ被害防止対策 広域的に行う内水面水産資源に食害等を及ぼすカワウ等の追払等を行う。</p> <p>(ウ) 広域連携外来魚被害軽減対策 緊急的・広域的に行う外来魚の漁具等を使用した捕獲駆除並びに駆除した外来魚の回収及び処理を行う。</p> <p>ウ 生態系の保全に係る実践活動</p> <p>(ア) 実践活動等啓発普及 内水面利用者や地域住民の内水面生態系の復元・保全についての理解と協力を促進するための啓発普及活動を行う。</p> <p>(イ) 実践活動推進 魚道や天然産卵床等の機能維持といった内水面水産資源の生育環境改善の取組などの実践活動を行う。</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者</p>	<p>(1) 平成31年度から令和5年度</p> <p>(2) 平成26年度から令和5年度</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p>
<p>(3) ウナギ等資源回復推進事業 ウナギの安定供給に資するため、次の事業を行う。</p> <p>ア 民間活動推進支援事業 ウナギの資源管理に関する日本と中国、台湾、韓国等の生産者間における民間協議の開催等を支援する。</p> <p>(ア) 持続可能な養鰻同盟及び日台民間協議にかかる事業 日本、中国、台湾及び韓国の資源管理団体で組織される国際的な養鰻管理団体「持続可能な養鰻同盟」に係る協議並びに日本及び台湾の生産者間における民間協議の開催等を支援する。</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者</p>	<p>平成30年度から令和5年度</p>	<p>3 / 4 以内</p>	<p>3 / 4 以内</p>

	(イ) (ア) 以外の民間活動推進支援事業 (ア) 以外の民間協議の開催等を支援する。 イ ウナギ生息環境改善支援事業 ウナギの生息環境の改善につながる石倉の設置等の取組を支援する。			平成28年度から令和5年度	1 / 2 以内 定 額
	7. 漁場油濁被害対策事業 (1) 防除・清掃事業 原因者が判明しない漁場油濁による漁業被害を防止するため、漁業者等が行う油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要する経費（以下「防除費」という。）の支弁を行う。 (2) 審査認定事業 ア 漁場油濁被害認定事業 原因者が判明しない漁場油濁による漁業被害の額及び（1）に規定する防除費並びに原因者が判明している場合の防除費の額の認定等を行う。 イ 認定審査会運営事業 中央漁場油濁被害認定審査会及び都道府県漁場油濁被害等認定審査会の運営を行う。 (3) 油濁被害防止対策事業 油濁被害発生を未然に防止するため、次の事業を行う。 ア 漁場油濁汚染防止対策・指導者養成事業 油汚染防除に速やかに対応できる現場の指導者を養成するため、必要な基本的知識及び対応策について、実技指導を含めた講習会の開催等を行う。 イ 漁場油濁被害対策専門家派遣事業 防除作業等の専門家を確保し、要請に応じ、現地に専門家の派遣等を行う。	公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構			定 額
	8. 漁場環境改善推進事業 (1) 栄養塩からみた漁場生産力回復手法の開発 ノリ等の海藻養殖が行われる冬季には、ケイ藻赤潮等により栄養塩が不足し、ノリやワカメ等の色落ち被害が発生することから、ノリ等の海藻養殖場の海域において、適正な栄養塩供給手法の開発等を支援する。 (2) 赤潮及び貧酸素水塊の広域自動モニタリング技術の開発 赤潮・貧酸素水塊の発生状況の適切な把握と予察のため、水温、塩分、クロロフィル、濁度、溶存酸素等を広く観測できる連続観測装置の開発を行うとともに、広域の水質データを効率的に収集・公表するシステムの開発を支援する。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者		平成30年度から令和4年度	定 額
	9. さけ・ます漁業協力事業 (1) ロシア系さけ・ます再生産に要する機械及び設備の供与を実施するために必要な資金を造成する。 (2) ロシア系さけ・ます再生産に要する機械及び設備の供与を実施するために必要な事務を行う。	太平洋小型さけ・ます漁業協会			3 / 4 以内 定 額
2. 漁業経営の安定	1. 水産金融総合対策事業 (1) 漁業経営基盤強化金融支援事業 認定漁業者及び自然災害等の影響を受けた漁業者等が借り入れる日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）が融資する資金及び漁業近代化資金等について事業実施主体が利子助成を行う。	公益財団法人農林水産長期金融協会		平成31年度から令和3年度まで	定 額
	(2) 漁業関係資金利子助成事業 漁船・養殖施設整備等利子助成事業において平成27年度までに利子助成金の交付決定を受けた資金のうち、利子助成期間が終了していない事業について本事業年度に発生する利息に対する利子助成を行う。	全国漁業協同組合連合会		平成31年度から令和3年度まで	定 額
	(3) 漁業経営維持安定資金利子補給等補助事業 農林水産大臣の認定を受けた漁業経営再建計画	日本かつお・まぐろ漁業協同組		昭和51年度から	定 額



<p>ア 金融助成事業（新規受付分）</p> <p>(ア) 利子助成事業 合併等の効果を早期に発現するための事業計画の実行や広域合併、公認会計士監査導入等のために必要となる借入金の利子助成を行う。</p> <p>(イ) 保証料助成事業 合併等の効果を早期に発現するための事業計画の実行や広域合併、公認会計士監査導入等のために必要となる借入金の保証料助成を行う。</p> <p>イ 金融助成事業（後年度負担分）</p> <p>(ア) 漁協事業改善促進事業</p> <p>a 利子助成事業 漁協経営基盤強化促進事業（平成30年度限り）の漁協事業改善促進事業による既融資分に係る利子助成を行う。</p> <p>b 保証料助成事業 漁協経営基盤強化促進事業（平成30年度限り）の漁協事業改善促進事業による既融資分に係る保証料助成を行う。</p> <p>(イ) 漁協経営改善推進事業</p> <p>a 利子助成事業 漁協経営再建支援事業（平成25年度限り）及び漁協経営改善推進事業（平成28年度限り）の既融資分に係る利子助成を行う。</p> <p>b 保証料助成事業 漁協経営再建支援事業（平成25年度限り）及び漁協経営改善推進事業（平成28年度限り）の既融資分に係る保証料助成を行う。</p> <p>c 求償権償却経費助成事業 中小漁業関連資金融通円滑化事業の漁協経営改革支援資金（平成25年度限り）及び漁協経営改善推進事業（平成28年度限り）の基金協会の債務保証について、既保証分に係る求償権償却経費に対する助成を行う。</p> <p>(3) 管理運営事業 (1) 及び (2) の事業を円滑に実施するために、国、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他関係機関で構成される委員会、漁協、漁業協同組合連合会、融資機関、保証機関等の関係機関との調整、支払手続等の事業の管理を行う。</p>				<p>1 / 2 以内</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p>
<p>3. 漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業</p> <p>(1) 漁業人材育成総合支援事業</p> <p>ア 漁業担い手確保・育成事業</p> <p>(ア) 次世代人材投資（準備型）事業 漁業への就業に向け、漁業学校等で学ぶ若者に対して資金の交付を行うとともに、通信教育等の学習プログラムを通じた夜間・休日の受講支援及び事業の推進・指導を行う。</p> <p>(イ) 新規漁業就業者確保事業</p> <p>a 漁業就業促進情報提供事業 求人・求職情報等の収集・管理、全国又は地方における就業準備講習及び漁業就業相談会の開催等を行う。</p> <p>b 長期研修支援事業</p> <p>(a) 漁業就業者研修事業 新規就業者の定着促進のため、受入機関が行う次の i 及び ii の事業に対し支援を行う。</p> <p>i 地域の生活習慣、漁業に関する基礎的な知識等のオリエンテーション</p> <p>ii 乗船等による漁ろう技術習得のための漁業研修等</p> <p>(b) 研修生確保事業 研修生の研修に係る旅費に対し支援を行う。</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者</p>		<p>ア 平成29年度から令和3年度</p> <p>イ 平成30年度から令和2年度</p>	<p>定 額</p>

<p>(c) 新規就業者数等調査・指導事業 全国の新規漁業就業者の実態を把握し、定着を促進するため、新規就業者数等の調査及び関係団体への指導を行う。</p> <p>c 経営・技術向上支援事業 収益力向上のための基礎的な経営管理の知識及び熟練漁業者の持つ技術やノウハウの習得に対し支援を行う。</p> <p>イ 水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業 (ア) 海技士養成コース受講生募集等事業 4級海技士養成のための履修コースを運営するため、a及びbに掲げる事業を実施する。 a 受講生募集事業 4級海技士養成のための履修コースの受講生の募集、選定を行う。 b 受講生管理事業 4級海技士養成のための履修コースの受講生のマネジメントを行う。 (イ) 海技士養成のための乗船実習事業 水産高校卒業生を対象に4級海技士試験の受験に必要な乗船履歴の取得のための乗船実習を行う。</p>				
<p>(2) 福祉対策事業 ア 漁村地域生活・福祉推進事業 漁業者の福祉向上を図るため、ライフプランナーの養成及び年金制度等の知識の普及等を行う。 イ 漁業者老齢福祉共済事業 (ア) 運営指導事務 漁業者老齢福祉共済事業の運営及び指導を行う。 (イ) 業務推進 漁業者老齢福祉共済事業に係る推進や契約保全等を行う。</p>	<p>全国共済水産業協同組合連合会</p>		<p>平成30年度から令和4年度</p>	<p>定 額</p>
<p>(3) 漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業 ア 漁船安全対策推進事業 (ア) 漁業労働災害調査事業 a 安全点検マニュアル作成普及等検討委員会 安全点検マニュアルの作成や漁業現場への普及等を検討するための会議を開催する。 b 漁業労働災害調査 安全点検マニュアル作成のための調査を実施する。 (イ) 安全推進員養成講習会事業 a 沖合・遠洋安全推進員養成講習会 沖合・遠洋漁業に携わる漁業者を対象に「安全推進員」を養成するための講習会を開催する。 b 沿岸安全推進員養成講習会 沿岸漁業に携わる漁業者を対象に「安全推進員」を養成するための講習会を開催する。 (ウ) 安全責任者養成講習会事業 a 沖合・遠洋安全責任者養成講習会 (a) 安全責任者養成講習会 沖合・遠洋の漁業経営体等において安全操業の指導に携わった経験のある者を対象に「安全責任者」を養成するための講習会を開催する。 (b) 安全責任者フォローアップ講習会 沖合・遠洋漁業の安全責任者が安全推進員等への指導状況等を確認するための講習会を開催する。 b 沿岸安全責任者養成講習会 (a) 安全責任者養成講習会 沿岸の漁業協同組合等において安全操業の</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者</p>		<p>成30年度から令和4年度</p>	<p>定 額</p>

<p>指導に携わった経験のある者を対象に「安全責任者」を養成するための講習会を開催する。</p> <p>(b) 安全責任者フォローアップ講習会 沿岸漁業の安全責任者が安全推進員等への指導状況等を確認するための講習会を開催する。</p> <p>イ 遊漁船安全対策推進事業 (ア) 遊漁安全講習会等検討委員会事業 遊漁船業者等安全講習会事業、派遣指導事業、遊漁船業実態調査事業及び漁場環境保全活動事業の実施内容を検討する会議を開催する。 (イ) 遊漁船業者等安全講習会事業 遊漁船業者等に対し、遊漁船の安全航行及び利用者の安全確保のための講習会を開催する。 (ウ) 派遣指導事業 遊漁の安全及び遊漁に関する規則等の遵守等について遊漁者に指導を行う指導員を各種イベント等に派遣する。 (エ) 遊漁船業実態調査事業 遊漁船事故率の高い地域等の実態を調査し、事故の発生の背景となっている要因について分析を行う。 (オ) 漁場環境保全活動事業 遊漁者参加による漁場でのゴミ回収処理及び漁場環境保全についての普及啓発を行う。</p>			平成30年度から令和6年度	定額
<p>ウ 水産業革新的技術導入・安全対策推進事業 (ア) 空気冷媒超低温冷凍システム漁船技術導入事業 a 技術導入 漁船に搭載可能な超低温冷凍システムの設計及び開発を行う。 b 検討設計データ整理 漁船に搭載可能な超低温冷凍システムの設計及び開発を行うための調査及びデータ整理を行う。 c 導入技術分析検討 技術的・専門的観点から分析・評価を行うための委員会を開催し、結果を報告する。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者		平成29年度から令和3年度	定額
<p>(4) 漁業担い手確保緊急支援事業 ア 漁業リカレント教育支援事業 漁業に関する知識・技術の習得に向け、通信教育教材の作成・配信及び技術実習の受講の支援を行う。 イ 漁業就業支援事業 (ア) 漁業就業促進情報提供事業 就業促進を図るための広報素材の作成並びに就業相談会及び就業準備講習会の開催を行う。 (イ) 次世代人材投資（準備型）事業 漁業への就業に向け、漁業学校等で学ぶ者に対して資金の交付及び事業の推進・指導を行う。 (ウ) 長期研修支援事業 新規就業者の定着を促進するため、受入機関が行う漁ろうの技術・知識等の習得を図る漁業研修の支援を行う。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者		令和元年度	定額
<p>(5) 水産業労働力確保緊急支援事業 ア 人材確保支援事業 (ア) 人材確保支援 新型コロナウイルス感染症の影響により人手不足となった漁業・水産加工業の経営体が地域の作業経験者等を雇用する場合、掛かり増し経費の一部を助成する。 (イ) 人材確保支援事業運営 運営委員会の開催、効果的で速やかな事業の知、公募、支払事務、現地調査等を行う。</p>	全国水産加工業協同組合連合会		令和2年度	1/2以内  定額

<p>イ 遠洋漁業の船員対策事業          新型コロナウイルスの感染拡大に伴い外国人船員の確保が困難な場合、既存の外国人船員の継続雇用等に係る掛かり増し経費の一部を助成する。</p>	<p>一般社団法人大日本水産会</p>		<p>令和2年度</p>	<p>1 / 2 以内</p>
<p>4. 北方海域出漁者経営安定支援事業          漁業者の北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島）の領海における操業の円滑な実施を確保しつつ、経営の安定に資するため、補助金の交付及び調整、関係者を参集した事業説明会の開催等を行う。</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者</p>		<p>平成30年度から令和2年度</p>	<p>定 額</p>
<p>5. 有害生物漁業被害防止総合対策事業          (1) 大型クラゲ国際共同調査事業          大型クラゲについて、次の事業を行う。          ア 日中韓共同による大型クラゲモニタリング調査事業          日中韓の国際的枠組みの下で、東シナ海等における大型クラゲのモニタリング調査及び東シナ海等を航行する国際フェリーからの目視調査を行う。          イ 日中韓共同による大型クラゲの出現予測技術の高度化等事業          日中韓共同による大型クラゲ出現予測シミュレーション技術の精度向上のための技術開発等を実施するとともに、日中韓科学者会議等を開催する。</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者</p>		<p>平成30年度から令和2年度</p>	<p>定 額</p>
<p>(2) 有害生物漁業被害防止総合対策事業          我が国周辺海域に広域に出現するトド等の有害生物による漁業被害を防止・軽減するため、次の事業の実施又は助成を行う。          なお、この事業の対象とする有害生物は、トド、オットセイ、ナルトビエイ、ヨーロッパザラボヤ、大型クラゲ及びキタミズクラゲとする。          ア 有害生物調査及び情報提供事業          (ア) 有害生物漁業被害防止検討委員会          有害生物による漁業被害防止対策を効果的・効率的に進めるため、漁業被害の発生状況等を勘案し、被害防止・軽減のための実施計画を策定するとともに、事業効果の検証を行う。          (イ) 有害生物生態把握調査          被害対策を効果的・効率的に進めるための知見を得ることを目的として、有害生物（トド、オットセイ、ナルトビエイに限る。）の生態把握のための調査を行う。          (ウ) 有害生物回遊経路調査          トドによる漁業被害防止対策に必要な科学的知見の充実を図るため、ICタグ等を用いたトドの回遊動向等の調査を行う。          (エ) 有害生物出現情報収集・解析及び情報提供          調査船調査や漁業者による有害生物の出現情報の収集を行うとともに、当該情報を取りまとめ、漁業関係者に提供を行う。          イ 有害生物被害軽減技術開発事業          (ア) トド追い払い等効果検証          漁具の破損等を防止するためのトドを対象とした強化刺し網の実証試験及び捕獲手法の開発並びにトド及びオットセイを対象とした忌避手法の開発等を行う。          (イ) トド等漁業被害防止技術開発          漁具の破損等を防止するためのトドを対象とした強化刺し網の実証試験及び捕獲手法の開発並びにトド及びオットセイを対象とした忌避手法の開発等を行う。          (ウ) トド漁業被害軽減対策検討会の開催</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者</p>		<p>平成30年度から令和2年度</p>	<p>定 額</p>

<p>より効果的な漁業被害軽減手法を検討するため、漁業者、科学者、行政担当者等からなる検討会を開催する。</p> <p>(エ) ザラボヤ被害防止ネットワーク構築 ザラボヤの幼生付着直後の駆除を可能とするモニタリング体制を構築するための研究を行う。</p> <p>ウ 有害生物被害軽減対策事業</p> <p>(ア) 有害生物駆除 発生源に近い海域や出現密度の高い海域等により効果的・効率的に駆除することが可能な海域における駆除等、広域的な観点からの駆除に必要な次の a 及び b に掲げる経費を支援する。</p> <p>a 大型クラゲ駆除効果促進ネット導入に要する経費</p> <p>b a 以外の経費</p> <p>(イ) 有害生物陸上処理 駆除活動に伴い陸揚げされた有害生物の処理（陸上処理機材導入に係るものを除く。）及び有効利用を行う。</p> <p>(ウ) 改良漁具の導入 トドによる漁具の破損を回避するため、改良漁具の導入促進に必要な次の a 及び b に掲げる経費を支援する。</p> <p>a 改良漁具の購入に要する経費</p> <p>b a 以外の経費</p>				<p>1 / 2 以内 定 額 定 額</p> <p>1 / 2 以内 定 額</p>
<p>(3) 大型クラゲ緊急対策事業 我が国周辺海域に大量に出現する大型クラゲによる漁業被害を防止・軽減するため、次の事業を行う。</p> <p>ア 駆除事業</p> <p>(ア) 沖合域等における駆除 用船した民間漁船等を用い、対馬周辺海域や日本海沖合海域を始めとした大型クラゲの出現密度の高い海域等における広域的な観点からの駆除を行う。</p> <p>(イ) 沿岸域における駆除 用船した民間漁船等を用い、各都道府県の沿岸漁場近海における駆除を行う。</p> <p>イ 陸上処理事業 駆除活動に伴い陸揚げされた大型クラゲの処理及び有効利用を行う。</p>	<p>特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構</p>		<p>平成30年度から令和2年度</p>	<p>定 額</p>
<p>6. 韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業</p> <p>ア 漁場機能回復管理協力 漁業者が漁船を用いて、洋上において外国漁船の投棄漁具等の回収を行うとともに、回収された漁具を処分する取組に対して助成を行う。また、我が国漁業者が外国漁業者と民間レベルで資源管理について認識を共有することを促進するために必要な取組に対して助成を行う。</p> <p>イ 漁業経営安定化支援 外国漁船の影響を受ける漁業者に対し、漁場情報を提供するとともに、外国漁船の操業や航行に係る情報を収集する取組に対して漁業共済掛金の一部の助成を行う。また、緊急避泊する外国漁船による被害を軽減するための監視活動等に対して助成を行う。</p> <p>ウ 資源管理型種苗放流支援 種苗放流事業実施者が行う種苗放流事業に対して助成を行う。</p> <p>エ 外国漁船被害救済支援</p> <p>(ア) 外国漁船操業等調査・監視事業 外国漁船の操業状況調査・監視、外国取締船の行動調査・監視、漁場調査等に対して助成を</p>	<p>一般財団法人日韓・日中協定対策漁業振興財団</p>		<p>平成25年度から令和5年度（ただし、オにあっては平成26年度から令和5年度まで）</p>	<p>定 額</p>

<p>行う。</p> <p>(イ) 漁具標識設置事業 漁具の位置を示すための漁具標識の設置に対して助成を行う。</p> <p>(ウ) 漁具被害復旧支援事業 外国漁船の緊急避泊等によって漁具や施設の被害が発生した場合、被害漁具等を原状復帰するために必要な被害漁具等の回収・処分、共同利用漁具・施設の導入等に対して助成を行う。</p> <p>オ 小笠原諸島周辺水域における中国違法サンゴ船対策事業</p> <p>(ア) 海底清掃事業 漁業者が漁船を用いて、洋上において外国漁船の投棄漁具等の回収を行うとともに、回収された漁具を処分する取組に対して助成を行う。</p> <p>(イ) 漁業経営安定化支援 外国漁船の操業や航行に係る情報を収集する取組に対して漁業共済掛金の一部の助成を行う。</p> <p>カ 漁業再編対策支援 我が国水域において外国漁船の操業等による影響を受ける漁業の生産体制を再編整備するために行う減船の取組に対して助成を行う。</p> <p>キ 一般管理費 事業実施者が行う事業の実施の際に附帯する業務を行う。</p>				
<p>7. 沖縄漁業基金</p> <p>(1) 沖縄漁業基金事業（(2)の事業を除く。）</p> <p>ア 台湾漁船等対策</p> <p>(ア) 海底清掃事業 漁業者が漁船を用いて、洋上において外国漁船の投棄漁具等の回収を行うとともに、回収された漁具を処分する取組に対して助成を行う。</p> <p>(イ) 外国漁船操業等調査・監視事業 外国漁船の操業状況調査・監視、外国取締船の行動調査・監視、漁場調査等に対して助成を行う。</p> <p>(ウ) 漁具被害復旧支援事業 外国漁船の緊急避泊等によって漁具や施設の被害が発生した場合、被害漁具等を原状復帰するために必要な被害漁具等の回収・処分、共同利用漁具・施設の導入等に対して助成を行う。</p> <p>(エ) 民間漁業者交流支援事業 我が国漁業者が外国漁業者と民間レベルで資源管理について認識を共有することを促進するために必要な取組に対して助成を行う。</p> <p>(オ) 操業状況等把握システム開発事業 日台漁業取決め水域で操業する我が国漁船の操業状況等を把握するシステムの開発・運用に必要な経費に対して助成を行う。</p> <p>(カ) 操業安全対策事業 沖縄県漁業者の安全操業確保のために必要な機器の整備等に対して助成を行う。</p> <p>イ 漁業振興対策</p> <p>(ア) 沖縄産水産物流通促進事業 水産物の生産者、流通業者及び加工業者又はそれらの団体が行う沖縄産水産物流通の目詰まり解消の個々の取組に対して助成を行う。</p> <p>(イ) 漁業経営安定対策事業</p> <p>a 施設整備等利子助成事業 日台漁業取決めの影響を受ける漁業者等が借り入れる資金に対する利子助成を行う。</p> <p>b 特別保証対策事業 日台漁業取決めの影響を受ける漁業者に対す</p>	<p>公益財団法人沖縄県漁業振興基金</p>		<p>(1) 平成25年度から令和3年度</p> <p>(2) 平成26年度から令和5年度</p>	<p>定 額</p>

る債務保証について、将来生じ得る求償権回収金減少の見合額に対する助成を行う。

(ウ) 漁業共済掛金助成事業

日台漁業取決めの影響を受ける漁業者に対し、外国漁船の操業や航行に係る情報を収集する取組に対して漁業共済掛金の一部の助成を行う。

(エ) 再編整備等推進支援事業

日台漁業取決めの影響を踏まえた漁業生産体制の再編整備のために行う減船及び業種の転換等の取組に対して助成を行う。

ウ 漁業環境整備の推進

(ア) 海岸清掃等活動支援事業

漁場生産力及び漁業生産への支障物の除去による漁労生産性を向上させるため、漁場及び漁場に流れ込む恐れのある漂流・漂着ゴミの除去を行う活動に対して助成を行う。

エ 一般管理費

事業実施者が行う事業の実施の際に附帯する業務を行う。

(2) 沖縄漁業安定基金事業

ア 漁業経営安定対策

(ア) 施設整備等利子助成事業

沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける漁業者等が借り入れる資金に対する利子助成を行う。

(イ) 保証料補助事業

沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける漁業者等に対する債務保証について保証料助成を行う。

(ウ) 漁業共済掛金補助事業

沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける漁業協同組合に所属している漁業者に対して漁業共済掛金の一部の助成を行う。

(エ) 漁業用燃油支援対策事業

沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける漁業者に対して、漁業用燃油価格の高騰が漁業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な支援を行う。

(オ) 漁具被害対策支援事業

外国艦船等の緊急避泊等によって沖縄県漁業者の漁具や施設に被害が発生した場合、当該艦船等に対する損害補償を申請するために必要な事務手続に要する経費に対して助成を行う。

イ 漁業生産性向上対策

(ア) 操業安全対策事業

沖縄県漁業者の安全操業確保のために必要な機器の整備等に対して助成を行う。

(イ) 漁業奨励補助事業

水産物安定供給の確保のために必要な浮魚礁の復旧等の取組に対して助成を行う。

(ウ) 地域漁業活性化事業

沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける漁業者による、地域漁業の活性化及び水産物の安定供給等のために必要な地域活性化計画の策定及び太平洋島嶼国入漁支援等の取組に対して助成を行う。

(エ) 資源管理型漁業推進事業

沖縄県内で発生する密漁行為を防止するために必要な陸上監視活動に対して助成を行う。

ウ 水産物流通加工対策

(ア) 水産物販路拡大推進事業

沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍

<p>艦船等の影響を受ける水産物の生産者、流通業者及び加工業者又はそれらの団体による沖縄県水産物の消費拡大を推進するため、販路開拓、魚食普及及び消費拡大等に係る取組に対して助成を行う。</p> <p>(イ) 水産物流通加工推進事業 沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける水産物の生産者、流通業者及び加工業者又はそれらの団体が行う水産物流通促進のため、加工商品及び流通手段の開発、加工機器の導入及び漁業協同組合と一体となって取組む店舗又は加工設備等の借料支援を行う。</p> <p>エ 一般管理費 事業実施者が行う事業の実施の際に附帯する業務を行う。</p>				
<p>8. 水産業成長産業化沿岸地域創出事業 収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に必要な漁船・漁具等の導入を支援する。</p> <p>(1) 成長産業化審査会 都道府県単位における地域委員会で策定した「地域水産業成長産業化計画」について、資源管理の妥当性、都道府県の水産振興計画との整合性、漁船等の価格等について審査及び承認を行うための審査会を開催する。</p> <p>(2) 地域委員会 地域の重要な資源を漁獲している漁業者、漁協、流通・加工販売業者、リース事業者及び市町村の行政機関等で構成した地域委員会を開催し、資源管理の取組を推進しつつ収益性の向上を図るための「地域水産業成長産業化計画」を策定する。</p> <p>(3) リース導入支援 承認された「地域水産業成長産業化計画」に参加する漁業者が必要となる漁船、漁具等をリース事業者が取得し、漁業者にリースを行う。 ア 漁船 イ 漁具等 ウ リース導入</p> <p>(4) 管理運営事業 事業を実施する際に附帯する業務を行う。</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、それぞれの事業毎に応募した者から選定された者</p>		<p>平成31年度から令和5年度</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>1/2以内 1/2以内 定額 定額</p>
<p>9. 円滑化実証等対策事業 (1) 円滑化実証等事業 商業捕鯨の本格的な実施に当たり、捕鯨業の効率的・効果的な操業形態の確立のため、分布状況の調査や捕獲技術の開発等に必要な次の事業を行う。 ア 沖合海域実証事業 沖合海域における捕鯨の実証事業を行う。 イ 沿岸海域実証事業 (ア) 実証事業 沿岸海域における捕鯨の実証事業を行う。 (イ) 調査分析事業 (ア) 実証事業と連携し、捕獲した鯨類の調査分析等を行う。</p> <p>(2) 鯨類科学調査実施体制調査事業 我が国の目指すべき商業捕鯨の姿の検討で示される結果を受け、老朽化している母船「日新丸」の代船のコンセプト（船の規模、性能、用途等）の選択肢について具体的内容の検討を行う。</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、それぞれの事業毎に応募した者から選定された者</p>		<p>令和2年度から令和6年度</p>	<p>2/3以内</p> <p>1/2以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
<p>10. 水産業競争力強化緊急事業 (1) 広域浜プラン緊急対策事業 ア 広域浜プラン策定支援 (ア) 浜の活力再生広域プラン策定支援</p>	<p>特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構</p>			<p>定額</p>

<p>広域水産業再生委員会が、浜の活力再生広域プランを策定する取組に対して助成を行う。</p> <p>(イ) 漁船漁業構造改革広域プラン策定支援 広域漁船漁業構造改革委員会が、漁船漁業構造改革広域プランを策定する取組に対して助成を行う。</p> <p>イ 収入向上・コスト削減の実証的取組支援 浜の活力再生広域プラン及び漁船漁業構造改革広域プラン（以下「浜の活力再生広域プラン等」という。）に基づき、付加価値の向上、販売力強化及び共同化を核とした効率的な操業体制の確立に実証的に取り組むために次の事業を行う。</p> <p>(ア) 効率的な操業体制の確立支援 持続可能な収益性の高い操業体制を確立するための取組に対して助成を行う。</p> <p>(イ) 養殖用生餌供給安定対策支援 従来生餌として利用できていない地域や時期において水揚げされた魚、利用できていない魚種を生餌として流通させることで、生餌供給の安定化を図り、持続可能な収益性の高い養殖生産を確立する取組に対して助成を行う。</p> <p>(ウ) 広域浜プラン実証調査 浜の機能再編に伴う流通調査や広域的な地域ブランドの共同出荷など産地市場の統合や販売事業の合理化を推進するための取組等に対して助成を行う。</p> <p>ウ クロマグロ混獲回避活動支援 定置網漁業等の安定的な操業に必要なクロマグロ混獲回避活動に対して助成を行う。</p> <p>(2) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業 ア 浜の担い手漁船リース緊急事業 浜の活力再生広域プランに基づき、中核的漁業者として位置付けられた者が所得向上に取り組むために必要な中古漁船又は新造漁船の円滑な導入に対して助成を行う。</p> <p>イ 漁船漁業構造改革緊急事業 漁船漁業構造改革広域プランに基づき、中核的漁業者として位置付けられた者が収益性向上に取り組むために必要な中古漁船又は新造漁船の円滑な導入に対して助成を行う。</p> <p>(3) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業 浜の活力再生広域プラン等に基づき、生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入に対して助成を行う。</p> <p>(4) 水産業競争力強化金融支援事業 ア 実質無利子化措置 (2)の事業により漁船の建造、取得若しくは改修を行う者又は(4)の事業により漁業用機器等の導入を行う者が借り入れる資金に対する利子助成を行う。</p> <p>イ 実質無担保・無保証人化措置 (4)の事業により漁業用機器等の導入を行う者に対する債務保証について、保証人を不要とし、担保は漁業関係資産に限る保証を実施することに伴う求償権回収金減少の見合額に対する助成を行う。</p> <p>ウ 保証料助成措置 (2)の事業により漁船の建造、取得又は改修を行う者に対する債務保証について保証料助成を行う。</p> <p>(5) 一般管理費 (1)～(4)の事業を実施する際に附帯する業務を行う。</p>				
11. 担い手代船取得支援リース事業	一般社団法人大		平成17年度か	定 額

	<p>漁船の入手コストの軽減や入手方法の多様化を図るため、効率的かつ安定的な漁業経営に向けて経営改善に計画的に取り組もうとする者（経営改善漁業者）や新規の沿岸漁業就業者に対する漁船のリース事業の支援を行う。</p>	日本水産会		<p>ら令和4年度（ただし、助成の決定を受けたものについては、その支出が完了するまで）</p>	
3. 漁村の健全な発展	<p>1. 水産バリューチェーン事業</p> <p>(1) バリューチェーン連携推進事業</p> <p>ア バリューチェーン改善促進事業</p> <p>(ア) バリューチェーン改善検討事業</p> <p>生産者、加工・流通業者、販売関係事業者等により構成される事業実施主体（以下「バリューチェーン改善協議会」という。）の運営、既存の水産物流通のバリューチェーンについて生産性を改善し、品質面・コスト面で競争力ある流通構造を確立する取組の検討等を支援する。</p> <p>(イ) バリューチェーン改善システム構築事業</p> <p>(ア) で検討した取組におけるバリューチェーン改善のための電子システムの構築を支援する。</p> <p>(ウ) バリューチェーン改善実証事業</p> <p>(ア) で検討した取組の効果・持続可能性を実証し、バリューチェーン改善協議会による自律的な活動に円滑に移行させる取組を支援する。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者		平成31年度から令和5年度	<p>定額</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p>
	<p>イ 産地市場統合・機能強化促進事業</p> <p>(ア) 産地市場統合・機能強化検討支援事業</p> <p>市場関係者（開設者・卸・仲卸・有識者・自治体等）が構成員となる協議会の運営、現地調査の実施、コンサル会社に対する分析委託の取組を支援する。</p> <p>(イ) 先進的取組実証事業</p> <p>産地市場のICT化や集出荷・物流の効率化につながるシステム整備を支援する。</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者		平成31年度から令和5年度	<p>定額</p> <p>1/2以内</p>
	<p>(2) 流通促進・消費等拡大対策事業</p> <p>ア 水産加工・流通構造改善促進事業</p> <p>(ア) 水産加工・流通構造改善指導事業</p> <p>a 指導員による現地指導</p> <p>国産水産物の流通・輸出の促進、消費拡大に取り組もうとする漁業者・流通業者・加工業者等又はそれらの団体（以下「加工業者等」という。）に対し、適時に的確なアドバイス等を行う。</p> <p>b 水産加工・流通事業者向けセミナー等開催</p> <p>加工業者等に向けて、販路開拓や生産性向上等に資する、消費者ニーズや流通・加工・輸出等に関する知識・技術の普及並びに原料生産者と加工業者、加工業者と小売事業者等とのマッチング等を行うためのセミナー等を実施する。</p> <p>(イ) 水産加工・流通構造改善取組支援事業</p> <p>(ア) のaによる指導を受けた加工業者等が行う国産水産物の流通を促進するため、漁獲量の減少に対応して加工原料を新たな魚種に転換する取組、国産加工原料の確保等の課題に連携して対処する取組又は国産水産物の輸出を促進する取組を支援する。</p> <p>(ウ) 審査・調査</p> <p>(イ)に係る課題提案書の募集、受付、審査、交付事務、その他の(イ)の事業の運営を行うとともに、(イ)の取組についての事例分析、評価、事例集の作成及び成果の普及等を行う。</p>	国産水産物流促進センター		平成31年度から令和5年度	<p>定額</p> <p>1/2以内</p> <p>定額</p>

<p>イ 魚食普及推進事業</p> <p>(ア) 新商品展示・発表会開催 一般消費者向けに、国産水産物の魅力や水産政策の情報を発信する全国規模の展示・発表会を実施する。</p> <p>(イ) 小売・外食事業者向け研修会等開催 量販店・外食店等の流通事業者向けに、水産物の知識や取扱い方法等を伝え、国産水産物の取扱いを増やすため、広域的な研修会等を実施する。</p> <p>(ウ) 魚食普及セミナー等開催 地方自治体や民間でお魚学習会等に取り組む者に対する科学的知見や取組に係るノウハウの提供、学校給食関係者に対する給食での国産水産物の利用を促進するノウハウの提供等、魚食普及のためのセミナー等を広域的な観点から実施する。</p>				定 額
<p>ウ 特定水産物供給平準化事業</p> <p>(ア) 特定水産物供給平準化事業 漁業者団体等が水揚げ集中時に水産物を買取り一定期間保管した後に漁期外に放出する取組（以下「調整保管」という。）に対し、買取代金の金利、保管経費等の一部を助成する。</p> <p>(イ) 特定水産物供給平準化事業（新型コロナウイルス感染症緊急対応） 漁業者団体等が新型コロナウイルスの影響が収束するまでの間、その影響を受ける水産物を買取り保管した後に放出する取組に対し、買取代金の金利、保管経費等の一部を助成する。</p> <p>(ウ) 貸付等資金事業 漁業者団体等が実施する調整保管に対する買取資金等の貸付け、調整保管の実施により生じた損失に係る貸付資金の貸付け及び補填金の交付等を行う。</p> <p>(エ) 附帯事務 （ア）、（イ）及び（ウ）の事業を実施するために必要な附帯事務を行う。</p>	公益財団法人水産物安定供給推進機構		平成31年度から令和5年度（ただし、（イ）にあつては令和2年度）	定 額
<p>(3) 産地水産加工業イノベーションプラン支援事業</p> <p>ア 中核的人材育成支援事業</p> <p>(ア) 若手経営者レベルアップ支援</p> <p>a 説明会の開催 d及びイの（ア）に関する説明会を、全国で開催する。</p> <p>b 審査・調査等 dの事業の運営に係る課題提案書の募集、受付、審査、交付その他の事務並びにdの事業の取組についての事例分析、評価、事例集の作成、成果の普及等を行う。</p> <p>c 水産加工業者の共通課題の抽出 全国の水産加工業者が共通して直面する主要な課題について、データ分析により抽出し、抽出した課題及びそれぞれの原因等の因果関係について分析する。</p> <p>d 産地水産加工業活性化推進検討会 産地の水産加工業者の若手経営者等がチームを組み、レベルアップに向けた研修の場づくり、これを通じた産地における水産加工業者の中核的な人材（以下「中核的な人材」という。）の育成及び課題解決のために必要な知識やスキルを習得するための取組を支援する。</p> <p>イ 産地水産加工業イノベーションプランの作成・実行支援事業</p> <p>(ア) 産地水産加工業イノベーションプランの作成・実行</p>	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者		令和2年度から令和5年度	定 額  定 額  定 額  1 / 2 以内

<p>個々の水産加工業者だけでは解決が困難な課題を解決するため、産地の関係機関又は異業種と連携して事業の協業化等を行うことで生産性を向上させる計画づくり及び同計画の実行を支援する。</p> <p>a 関係機関や異業種が連携した協議会の運営 b 産地水産加工業イノベーションプランの実行のための取組</p> <p>(イ) 審査・調査等 (ア) の事業の運営に係る課題提案書の募集、受付、審査、交付その他の事務並びに (ア) の事業の取組についての事例分析、評価、事例集の作成及び成果の普及等を行う。</p>				<p>定 額 1 / 2 以内</p> <p>定 額</p>
<p>2. 水産物輸出拡大連携推進事業</p> <p>(1) 輸出バリューチェーン改善検討事業 生産者、加工・流通業者、輸出関係事業者等が連携して、水産物の輸出の拡大に取り組む協議会（以下「輸出拡大連携協議会」という。）による既存の水産物流通のバリューチェーンについて輸出を確実に実施できるよう改善する取組の検討等を支援する。</p> <p>(2) 輸出バリューチェーン改善システム等導入事業 (1) で検討した取組に必要なシステム・機器の整備、資材の導入等を支援する。</p> <p>(3) 輸出バリューチェーン改善実証事業 (1) で検討した新商品の開発、販売ルートの開拓等の取組の効果・持続可能性を実証し、輸出拡大連携協議会による自律的な活動に円滑に移行させる取組を支援する。</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者</p>		<p>令和元年度</p>	<p>定 額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p>
<p>3. 浜の活力再生プラン推進等支援事業</p> <p>(1) 漁業・異業種連携促進事業 漁場利用の高度化、漁場の有効利用及び企業等との連携等による浜の活性化等を図るため、漁村地域における企業等との連携等の要望及び漁業等との連携等を希望する企業等に関する情報の収集並びに漁村地域と連携希望企業等のマッチング支援を行うため、次に掲げる事業を実施する。</p> <p>ア 連携ビジネス情報提供事業 漁村地域と企業等との連携等がスムーズに行われるよう、漁村地域における企業等との連携等の要望、漁業等との連携等を希望する企業等に関する情報の収集・整理を行う。</p> <p>イ マッチング支援事業 企業等との連携等を希望する漁村地域と漁業等との連携等を希望する企業等とのマッチング支援を行う。</p> <p>ウ マッチング相談会等の開催 マッチングに関する相談会の開催やマッチング事例に関する情報提供等を行う。</p> <p>エ 漁業・異業種連携ビジネスステーションの開設 (ア) 情報提供サイトの作成 ア～ウ及び沿岸漁場に関する既存の調査並びに相談等で得られた情報により収集したデータを用いて以下を行う。</p> <p>a 漁村地域と連携を希望する企業側の情報（企業の活動・展開地域、技術分野、実績、連携を希望する地域・水産業分野等）、連携を希望する漁村地域に関する情報（地域、漁業・養殖業、流通業、水産加工、ICTの活用等の分野、漁村地域の課題、これまでの取組み等）を「地域別」、「分野別」、「漁業種類別」等でWEBサイトで検索できるようなデータベースの作成</p> <p>b 漁場等の情報を地図情報等の作成</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、それぞれの事業毎に応募した者から選定された者</p>		<p>平成30年度から令和4年度</p>	<p>定 額</p>

	<p>(イ) 漁業・異業種連携プラットフォームの構築          漁業者や企業等が、漁業・異業種連携の現状、将来の見通し等を把握し、収益力向上に資する情報の収集、知識、ノウハウや技術等の習得を支援する。</p>				
	<p>(2) 漁村女性活躍推進事業          ア 漁村女性能力発展・実践活動促進支援事業          漁村女性の経営能力の向上、女性の活躍に資する取組への意識・理解の醸成、漁村女性を中心となって取り組む地域の実践活動に必要な知識・技術等を習得するための講習会等及び取組の成果を公表し優良事例の横展開を図るための成果報告会の開催等を支援する。          イ 女性活躍のための実践活動支援事業          漁村女性や女性漁業者を中心に結成されたグループ等が各地域で取り組む特産品の加工開発、水産物消費拡大イベントの開催及び直売所や食堂の経営等の意欲的な実践活動を支援する。</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、それぞれの事業毎に応募した者から選定された者</p>		<p>平成30年度から令和4年度</p>	<p>定 額  1 / 2 以内</p>

※ 浜の活力再生プラン推進等支援事業にあつては交付率とする。